

有機農業に関する流通の実態調査業務 委託仕様書

1 業務名

有機農業に関する流通の実態調査業務

2 委託期間

契約日から 2026 年 2 月 27 日（金）まで

3 委託業務内容

（1）現状の有機農産物の流通実態調査

県内の①市場（卸）及び仲卸、②小売（スーパー、生協等）、③JA等出荷団体、④直売所及びマルシェ、⑤飲食店など有機農産物を取り扱う県内事業者（①～⑤の5業態で各5件以上）に対して調査（取扱品目、取扱量、仕入方法、条件等）を実施し、有機農産物の流通実態を明らかにする。併せて、有機農産物を購入している消費者（県内 300 人程度）に対する意識調査を実施する。

また、有機農産物を出荷する生産者（県内で有機農産物の栽培面積 50a 以上、10 件以上）に対しても調査（生産及び経営状況等）を実施する。

（2）今後の生産・取扱い意向調査

（1）の調査対象（消費者を除く）に対して、今後の有機農産物の生産及び取扱い意向を調査し、今後の生産及び流通の見込みを明らかにする。また、有機農業の拡大・定着に向けて行政に望むことを調査する。

（3）流通ルートの分類

県内有機農産物の流通ルートについて、（1）の調査結果に基づき現状の流通ルートを分類し、また、（2）の調査結果に基づき今後の流通ルートの予測（拡大が見込める流通ルート等）を行う。

（4）考察及び提案

調査結果について、生産、流通、消費の各側面から現状と課題を分類する。結果のとりまとめは、（1）～（3）について、それぞれ実施すること。また、今後の展開について、提案すること。

（注）この仕様書において「有機農産物」とは、有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）の第二条で規定する有機農業（化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業）により生産された農産物とし、有機 JAS 認定の農産物も含むものとする。

4 成果報告書

業務完了後、実施結果を踏まえた実績報告書（カラー冊子 500 部及び CD-R データ 2 部、関係機関・団体への配送（県事務所及び関係機関、関係団体、有機農業推進部会構成員等約 30 送付先）を含む）を、令和 8 年 2 月 27 日（金）までに提出すること。実績報告書については、概要版資料（A 3 両面カラー資料 800 部及び CD-R データ 2 部、関係機関・団体への配送（実績報告書冊子と同様）を含む）も提出すること。

また、中間報告（A 3 両面カラー資料 100 部及び CD-R データ 2 部）として、令和 7 年 11 月 28 日（金）までに実施概要を報告すること。

参考資料（収集した元データ、各種打ち合わせ記録、本業務で使用した各種文書）、その他県と協議の上、県が指定するものについて提出すること。

5 留意事項

- （1）委託業務の開始から終了までの間、事業内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、本業務に必要な連絡・調整等全ての業務を行うこと。また、業務実施方法や進捗状況の確認等、調査の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- （2）スケジュールについては、調査開始前までに速やかにスケジュールを提案し、県の合意を得ること。
- （3）3 の（1）の調査対象については、委託業者により選定の上、提案し、県の合意を得ること。
- （4）本事業は、特定の農林漁業者や企業、団体の利益追求のために実施するものではない。受託者は本事業の実施にあたり、支援を受けた者から費用を受領することはできないものとする。
- （5）受託者は、本事業を通じて知り得た業務上の秘密や個人情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとし、本事業の実施以外の目的のために使用し、または第三者に漏えいしてはならない。
- （6）受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従うこと。